

阪南市住民票の写し等の第三者等交付に係る本人通知等制度
に関する要綱

平成23年10月7日決裁

平成25年7月8日決裁

平成29年3月31日決裁

令和4年3月15日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知及び証明をする制度（以下「本人通知等制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、住民票の除票の写し、住民票の除票に記載をした事項に関する証明書及び戸籍の附票の除票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本等及び除かれた戸籍に記載した事項等に関する証明書

2 この要綱において「第三者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法第12条第1項、第15条の4第1項、第20条第1項、又は第21条の3第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3、第15条の4第3項及び第4項、第20条第3項及び第4項、又は第21条の3第3項及び第4項の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知等制度の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（住民票の除票又は戸籍の附票の除票に記載されている者を含む。）
 - (2) 戸籍法の規定により作成した本市区域内の戸籍（除かれた戸籍等を含む。）に記載されている者
 - 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。
（事前登録の申請等）
- 第4条 本人通知等制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ阪南市本人通知等制度事前登録申請書（新規）（様式第1号）により、市長に登録（以下「事前登録」という。）を申請しなければならない。
- 2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、本人確認書類が、マイナンバーカード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（顔写真が貼付されたもので、有効期間内のものに限る。）の場合にあってはいずれか1点、本人確認書類がその他本人であることを証する書類（健康保険被保険者証等）の場合にあっては複数を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 第1項の申請において、現に申請の任に当たっている者が、申請者の代理人であるときは、代理人の前項に規定する本人確認書類に加え、市長に対し、法令の規定により又は申請者の依頼により当該申請の任に当たるものであることを明らかにするため、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - (1) 現に申請の任に当たっている者が法定代理人の場合 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、本市に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。
 - (2) 現に申請の任に当たっている者が法定代理人以外の代理人である場合 委任状
 - 4 第1項の申請は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による方法により行うことができる。
 - 5 前項の申請に当たっては、第2項及び第3項の規定を準用する。
 - 6 第1項の申請は、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請等をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
 - 7 前項の申請にあたっては、第2項の規定に代わり電子署名等に係る

地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書を併せてこれを送信しなければならない。この場合において、第3項の規定を適用しない。

（事前登録等）

第5条 市長は、前条の登録申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認める場合は、事前登録者名簿を作成するなど、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

（事前登録内容の変更等）

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録をした内容等に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、阪南市本人通知等制度事前登録届出書（変更・廃止）（様式第2号）を市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の届出について準用する。

（本人通知）

第7条 市長は、第三者等からの請求により事前登録者について記載のある住民票の写し等（ただし、次の各号に掲げる住民票の写し等の種別に応じ、当該各号に定める記載欄に事前登録者に関する記載があるものに限る。）を交付したときは、阪南市住民票の写し等交付通知書（様式第3号）により当該事前登録者に通知するものとする。この場合において、第三者等が弁護士の場合においては、住民票の写し等の交付日から起算して10日を経過した日以後に通知するものとする。

- (1) 住民票 氏名欄
- (2) 戸籍の附票 氏名欄
- (3) 戸籍 戸籍に記録されている者の欄又は名欄

（証明書の交付申請）

第8条 前条の規定により通知を受けた事前登録者は、住民票の写し等を交付した事実の証明書を必要とするときは、阪南市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書（様式第4号）に前条の通知書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、前条の通知日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、期限の末日が阪南市の休日に関する条例（平成元年阪南町条例第28号）に規定する休日に当たるときは、その翌日までに申請しなければならない。

3 第4条第2項から第5項までの規定は、第1項の申請について準用する。

（証明書の交付）

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、

適当と認めた場合は、当該申請をした者に、次に掲げる事項を記載した阪南市住民票の写し等交付事実証明書（様式第5号）を交付するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別
- (3) 交付した住民票の写し等の通数又は枚数
- (4) 交付請求者の種別
- (5) 事前登録者の代理人による住民票の写し等の請求の場合は、その氏名及び住所

2 前項に規定する証明書の交付に係る手数料は、阪南市手数料徴収条例（昭和47年阪南町条例第44号）第2条第77号に定めるところによる。

（事前登録の廃止等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を廃止するものとする。

- (1) 阪南市本人通知等制度事前登録届出書（変更・廃止）（様式第2号）による廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (4) 第6条の届出がされず、文書が送達できないなど事前登録者の居住地が判明しないとき。
- (5) 虚偽による登録、その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱が施行の際、現に第5条の規定により、事前登録が認め

られている者は、改正後の第5条の規定により、事前登録が認められているものとみなす。